

尾張旭市監査公表第9号

平成28年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年2月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

総務部税務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
1 賃貸借業務契約事務について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。	1 指摘事項については、以後の事務において全て改めます。